Ⅱ　損益外減損損失相当額			△　98,224,535
Ⅲ　引当外退職給付増加見積額			183,537,122
Ⅳ　機会費用			
政府出資又は地方公共団体出資等の機会費用		4,155,550	4,155,550
Ⅴ　行政サービス実施コスト			19,515,855,797

［**重要な会計方針**］

当事業年度より、改訂後の「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」並びに「独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解に関するＱ＆Ａ」（以下、「独立行政法人会計基準等」という。）を適用して、財務諸表等を作成しております。

１．運営費交付金収益の計上基準

費用進行基準を採用しております。

運営費交付金業務については費用進行基準を採用しておりますが、これは業務達成基準及び期間進行基準を採用することが、年度計画等において業務の実施と運営費交付金との対応関係が不明確であることにより困難であり、費用進行基準を採用する必要があるためです。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	３～18年
構築物	３～25年
機械及び装置	２～４年
車両運搬具	２～４年
工具器具備品	２～15年

⑵　無形固定資産

ソフトウエア　定額法を採用しております。

なお、耐用年数は５年（法人内における利用可能期間）としております。

３．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、事業年度末に在職する職員及び役員について、当事業年度末の退職給付見積額から前事業年度末の退職給付見積額及び退職者に係る前期末退職給付見積額を控除して計算しております。

４．外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

５．リース取引の処理方法

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

リース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

６．共通経費の配賦基準について

独立行政法人原子力安全基盤機構の共通経費配賦基準を定める規程及び独立行政法人原子力安全基盤機構の共通経費配賦基準取扱細則に基づき処理しております。

７．キャッシュ・フロー計算書の資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書の資金の範囲は、普通預金となっております。

８．行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

政府出資等の機会費用の算出に使用した利率は、10年利付国債の期末日時点の利率0.985％となっております。

９．消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

［**重要な会計方針の変更**］

（非特定償却資産の減損処理）

特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87）以外の償却資産（取得時に資産見返負債を計上している資産を除く）については、前事業年度まで、中期計画等で想定した業務運営を行ったにもかかわらず生じた減損額を損益外減損損失累計額の科目により資本剰余金の控除項目として計上しておりましたが、独立行政法人会計基準等の改訂に伴い、当事業年度より、減損損失の科目により臨時損失として計上する方法に変更しております。

これにより、前事業年度と同一の方法によった場合と比べて、当期純利益が13,120,396円減少し、資本剰余金（損益外減損損失累計額）（借方）が13,120,396円減少しております。なお、行政サービス実施コストに与える影響はありません。

また、独立行政法人会計基準等の改訂に伴い、既往事業年度において資本剰余金（損益外減損損失累計額）に計上した減損額98,224,535円について、資本剰余金（損益外減損損失累計額）を減額し同額を減損損失の科目により、臨時損失に計上しております。これにより、当期純利益が98,224,535円減少し、資本剰余金（損益外減損損失累計額）（借方）が同額減少しております。なお、行政サービス実施コストに与える影響はありません。

［**貸借対照表関係**］

運営費交付金から充当されるべき退職給付の見積額　204,378,743円

［**損益計算書関係**］

ファイナンス・リース取引が損益に与える影響額は、△106,478,947円であり、当該影響額を除いた当期総利益は、1,027,709,043円であります。

［**減損会計関係**］

１．減損の認識

⑴　減損を認識した固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額等の概要

用途	種類	場所	帳簿価額
防災設備	工具器具備品	福島県双葉郡大熊町	13,120,396円

⑵　減損の損失に至った経緯

福島県原子力災害対策センターに設置してある工具器具備品については、福島第一原子力発電所の事故の影響で立ち入り禁止区域となっており、将来の使用の見込みが客観的に存在しないため、減損を認識しております。

⑶　減損額のうち損益計算書に計上した金額と計上していない金額の主要な固定資産ごとの内訳

用途	種類	損益計算書に計上した金額	損益計算書に計上していない金額
防災設備	工具器具備品	13,120,396円	0円